

加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所等における給食業務に係る運営事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。) 第7条の規定に基づき、特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

令和5年3月30日

法務大臣 齋 藤 健

加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所等における給食業務に係る運営事業 特定事業の選定について

1 事業名称

加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所等における給食業務に係る運営事業

2 公共施設の管理者の名称

法務大臣 齋藤 健

3 事業方式

加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所等における給食業務に係る運営事業（以下「本事業」という。）は、選定事業者（以下「事業者」という。）が、PFI法に基づき、加古川刑務所）、大阪拘置所及び高知刑務所（高知少年鑑別所を含む。以下同じ。）の給食業務を実施する。事業者は、当該業務の実施に必要となる設備・備品の一部を整備し、事業期間終了後に国に無償で譲渡する。

4 事業の内容

本事業で事業者が実施する主な業務は、被収容者に対する給食業務である。

5 事業期間

事業契約後から令和21年3月31日までの期間とする。

6 事業者の収入

本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであるため、国は、事業者の実施に係る対価を一体のものとしたPFI事業費を本事業の維持管理・運営期間にわたり、食材の調達に係る経費は実績で、その他の経費は平準化して支払うものとする。

ただし、事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用料については、国が負担する。

7 公共施設等の立地条件及び規模

	加古川刑務所	大阪拘置所	高知刑務所
地名地番	兵庫県加古川市加古川町	大阪府大阪市津島区友渕町	高知県高知市布師田
敷地面積	約20.5万m ²	約7.2万m ²	約12.2万m ²
建物延面積	約5.0万m ²	約6.3万m ²	約1.6万m ²
収容定員	1,029名	2,120名	543名

その他			高知少年鑑別所（高知県高知市塩田町。収容定員32名。）の給食業務を含む。
-----	--	--	--------------------------------------

8 PFI事業として実施することの定量的評価

本事業について、その実施方針に基づき、国が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較し、PFI事業により得られる定量的効果について分析を行った。

なお、以下の前提条件は仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

項目	国が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合	算出根拠
①運営に関する費用	○給食業務費	○給食業務費	・国が直接実施する場合については、これまでの業務実績、市場調査等をもとに設定した。 ・PFI事業として実施する場合については、一括発注・長期契約により効率化が図られ、民間事業者の創意工夫が發揮されることによるコスト縮減を想定して設定した。
②資金調達に係る事項		○資本金 ○金融機関借入金	
③その他の費用		○リスク管理コスト ○アドバイザー費 ○諸税	・アドバイザー費等は、他のPFI事業の実績、市場調査等を参考として設定した。
④共通条件	○事業期間 15年間 ○割引率 4.0% ○物価上昇率 0.15% ○適切な調整 国が支払う消費税のうち、国税相当分並びに事業者が支払う法人税及び消費税のうち、国税相当分を還元する。		

(2) 算出方法及び定量的評価の結果

上記(1)の前提条件を基に、国が直接実施する場合の国の財政負担見込額と、PFI事業として実施する場合の国の財政負担見込額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業をPFI事業として実施する場合には、国が直接実施する場合に

比べて、本事業に係るコストが約0.3%程度軽減されることが期待できる。

9 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- (1) 民間資金の活用による財政負担の平準化
- (2) 民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用することによる安全で質の高い給食サービスの提供
- (3) 地域との共生を目指したPFI事業とすることによる地元雇用や、民間が調達する食材等の地元調達による地域経済の活性化
- (4) 加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所の給食業務を一括して民間事業者に委託することによる業務の効率化

10 PFI事業として実施することの総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、PFI事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。